

## 三田市地域公共交通活性化協議会分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この規程は、三田市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、三田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うため、次に掲げる分科会を設置する。

—(1)—三田市地域公共交通会議分科会

(1)-(2) 三田市地域公共交通網形成計画策定分科会

(2) 交通ネットワーク分科会

(3) 協働促進分科会

(組織)

第3条 分科会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 要綱第3条に規定する委員（当該委員の所属する機関が分科会の委員として推薦した者を含む。）のうちから協議会の会長が指名した者

(2) 協議会の会長が調査検討のため必要と認めて指名した者

2 分科会の委員（要綱第3条の規定により既に依頼された委員を除く。）は、三田市長が依頼する。

(分科会長)

第4条 分科会には、分科会長を置く。

2 分科会長は、協議会の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議の運営)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところとする。

5 分科会の会議の公開については、要綱を準用するものとする。

6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

7 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 分科会の会議の庶務は、三田市地域公共交通活性化協議会事務局が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年3月22日から施行する。

(召集の特例)

2 この要領の施行後及び任期満了後最初に行われる分科会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、協議会会長が招集することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年 月 日から施行する。